

## 船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和6年12月12日 21時30分頃
発生場所	長崎県壱岐市勝本港西方沖 勝本港辰ノ島防波堤灯台から真方位254° 18.1海里付近 (概位 北緯33° 46.5' 東経129° 19.9')
事故の概要	漁船鈴丸は、漂泊して操業中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和7年2月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 鈴丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	N S 2-15768 (漁船登録番号)、個人所有 第290-47089号 (船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	集魚灯用の安定器に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.3m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか乗組員3人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で漂泊して操業を行っていた。</p> <p>船長は、集魚灯を点灯し、操舵室でいか釣り機の巻き上げ速度を調整していたところ、異臭を感じ、操舵室後方の居室で休憩していた乗組員2人を連れて機関室に向かった。</p> <p>船長は、機関室内を確認したところ、「機関室左舷船首側にある集魚灯用の安定器23台が収納された棚」（以下「収納棚」という。）から白煙が上がっているのを認めた。</p> <p>船長は、発電機の電源を落として電気の供給を止め、乗組員2人に指示して甲板の海水弁に接続されたホースを機関室に持ち込ませ、収納棚に海水を放水し、鎮火させた。</p> <p>本船は、船長が操業を中止して勝本港に帰航した。</p> <p>修理会社は、本事故後、収納棚の集魚灯用の安定器23台を開放点検し、その内の1台（以下「本件安定器」という。）の変圧器の一部に焼損を認めて廃棄処分した。（写真1～2参照）</p>



写真1 本件安定器

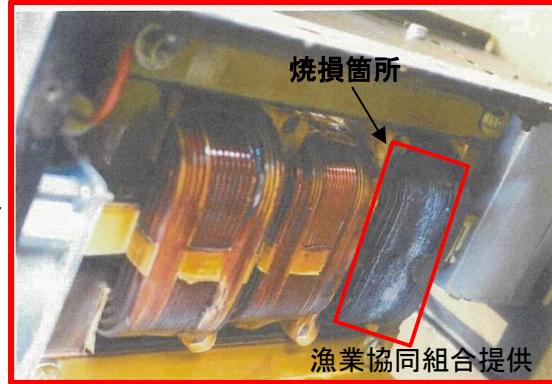


写真2 変圧器

修理会社は、本件安定器の絶縁抵抗試験を年に1～2回行っていたので、本件安定器の配線の被覆の劣化によるものではなく、ファンの故障により、変圧器のコイルや鉄心の冷却ができず、過熱して焼損したものと推測した。

船長は、ふだん集魚灯用の安定器のファンの軸受を点検して不具合があれば交換していたが、整備記録はなく、修理会社に同ファンの点検を依頼していなかった。

船長は、本件安定器を約10年間使用しており、ファンを交換したことがあったが、交換時期は不明であった。

本件安定器の製造会社は、集魚灯用の安定器のファンについて、60°Cの環境で使用される場合、25,000時間ごとに交換するよう推奨している。

分析	<p>本船は、漂泊して操業中、本件安定器の変圧器から出火したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、漂泊して操業中、本件安定器の変圧器が過熱し、出火したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型漁船の船長は、集魚灯用の安定器の整備記録を作成し、定期的に同安定器のファンの点検及び交換を行うことが望ましい。</li> </ul>